

# 最近の社会保障協定の状況

社団法人日本貿易会 総務グループ

## 1. 日加社会保障協定の発効

日加社会保障協定は、2006年2月に正式署名されて以降、両国の立法府での承認手続きを経て、2008年3月1日に発効することとなった。同協定が発効されれば、わが国7番目の社会保障協定となり、日本とカナダの社会保障制度の二重加入が解消されることになる。

当会は、1月30日に日本在外企業協会と共催で、日加社会保障協定に関する説明会を開催し、社会保険庁運営部企画課国際事業室 村上達雄国際年金通算調整専門官および小泉茂国際年金通算調整専門官より「日加社会保障協定の仕組みと手続き(および日仏社会保障協定補足事項)」につい

て説明を受けた。当日は、両団体会員企業より59名が出席 し、講師の説明に熱心に耳を傾け、質疑応答も活発に行わ れた。当会における社会保障協定の説明会は今回で6回目 となる。

厚生労働省によると、協定発効による年金保険料の負担 軽減効果は、カナダの邦人駐在員(在留邦人16,768人のう ち1,798人、2006年10月)を中心に年間3億円程度と試算さ れている。



#### (協定の内容)

日加社会保障協定の締結により、保険料の二重負担ならびに掛け捨ての問題が解消されることになる。カナダの年金制度は、①「老齢保障制度(OAS:Old Age Security)」と②「カナダ年金制度 (CPP:Canada Pension Plan)」の2つがあるが、二重加入防止となるのは「カナダ年金制度 (CPP)」のみである(税を財源とする老齢保障制度(OAS)およびケベック州のケベック年金制度(QPP)は対象とならない)。

#### 図1 年金制度概要

カナダの年金制度
②CPP
(保険料率9.9%)

①OAS (居住のみが要件の税方式
年金で所得・資産制限がある)

※CPPは1年でも加入期間があれば受給可能
※OASはカナダに最低10年(海外転居者は20年)
居住した経験がなければ受給できない

日本の年金制度

厚生年金等の 被用者年金

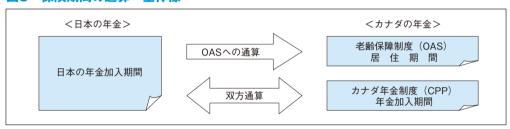
国民年金(基礎年金)

※保険料を最低25年支払わなければ受給できない

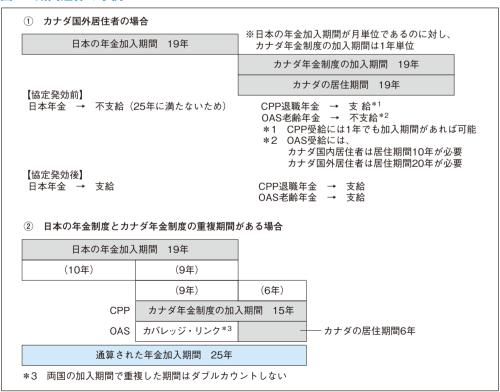
#### 図2 日本からカナダに派遣される場合の例



### 図3 保険期間の通算 全体像



#### 図4 期間通算の事例



# 貿易投資関係情報

- ① 二重加入の防止
  - 日本またはカナダの年金制度のいずれかに加入する。
- ② 加入期間の通算
  - 日本とカナダの年金受給に必要な期間を相互に通算する。

日本およびカナダの年金を受給するためには、それぞれの国で一定の年金加入期間や居住期間を有することが要件とされている。しかし、自国の期間だけでは受給要件を満たさない場合でも、相手国の期間を通算することで年金受給権を得ることができる。

# 2. 日仏社会保障協定の締結に関する補足説明

昨年6月に発効した日仏社会保障協定に関して、二重加入防止のための申請手続きにあたり、フランスの健康保険証が6月末までに医療保険一時金庫へ返還されていることが条件であった。しかしながら、一部で発効時においてフランスの健康保険証を所持していなかったため、返還ができず、手続きができないとの問題が生じていた。この点について両国間で以下のとおり決定された。

#### (対象となる方)

日仏社会保障協定発効以前よりフランスへ一時派遣されていた方のうち、次のいずれかに該当する方は、フランスの健康保険証(カルテ)の返還が2007年7月以降であっても特例的に2007年6月1日にさかのぼってフランス制度の加入が免除される。

- ① 2007年6月20日以前にカルテを交付されていなかった方
- ② カルテを紛失していて、6月中にカルテを返還できなかった方 ※ただし、6月1日以降にカルテを使用した方は含まれない。
- ①、②に該当する方およびその事業主の方は、適用証明書交付申請に関する手続きを行ってください。

詳しい説明、手続き、Q&Aについては、社会保障協定に関するホームページhttp://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htmをご覧ください。

# 3. 今後の社会保障協定締結国

#### 表1 協定締結等の状況

発効済み国	ドイツ、英国、米国、韓国、ベルギー、フランス
署名済み・発効待ち国	カナダ、豪州
交渉中	オランダ、チェコ
交渉準備中	スペイン、イタリア
交渉候補国	ブラジル、ルクセンブルグ、スウェーデン、ハンガリー、スイス、 フィリピン、オーストリア、アイルランド、EUなど

これまでの各国との社会保障協定締結状況、交渉状況は表1のとおりである。2008年度以降、豪州との協定(2007年2月署名済み)が発効される運びである。

さらに、昨年6月に経済界の念願であった「包括実施特例法」が可決されたことによって、これまで相手国ごとに制定してきた国内特例法の国会審議が不要になることから、①協定の発効までの過程の迅速化、②多数国との協定締結交渉が可能となる。今後、諸外国との協定締結が加速されることを期待したい。 (総務グループ主任 中村志保)